

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和7年9月11日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時00分

出席者 委 員 委員長 小 平 啓 佑

小太刀 孝 之 小久保 かおる 松 本 喜 一

梅 澤 米 満 天 谷 浩 明 小 堀 良 江

傍 聴 者 川 田 俊 介 市 村 隆 雨 宮 茂 樹

浅 野 貴 之 大 浦 兼 政 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 坂 東 一 敏 内 海 まさかず

青 木 一 男 針 谷 正 夫 広 瀬 義 明

氏 家 晃 福 富 善 明 福 田 裕 司

大阿久 岩 人 白 石 幹 男 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 議事課長 野 中 繭実子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	癸生川	亘
経営管理部長	金井	武彦
地域振興部長	佐山	祥一
危機管理監	狐塚	光紀
監査委員事務局長併 選挙管理委員会事務局長	加茂	浩史
総合政策課長	潮田	美紀
行財政改革推進課長	茅原	洋一
デジタル推進課長	宇津野	薫朗
危機管理課長	北平	雅章
総務人事課長	佐藤	正実
総務人事課主幹	飯塚	昭浩
管財課長	奈良部	満
財政課長	深津	勝
税務課長	山岸	良郎
地域政策課主幹	青木	稔彦
大平地域づくり推進課長	渡辺	由夫
藤岡地域づくり推進課長	安塚	欣也
都賀地域づくり推進課長	島田	和行
岩舟地域づくり推進課長	篠崎	雅一
蔵の街課長	一条	嘉之
渡良瀬遊水地課長	松本	佳久
選挙管理委員会事務局次長	佐藤	啓子

令和7年第5回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和7年9月11日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第124号 栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の制定について
- 日程第2 議案第125号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第126号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第127号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第130号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第131号 字の廃止並びに町及び字の区域の変更について
- 日程第7 議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小平啓佑君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（小平啓佑君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小平啓佑君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第124号 栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第124号 栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の制定についてご説明いたします。議案書は9ページから12ページ、議案説明書は3ページでございます。

初めに、議案説明書の3ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会を設置するに当たり、必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、恐れ入りますが、議案書の9ページを御覧ください。議案第124号 栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例を次のように制定したいというものでございます。制定する条例の内容につきましては、次の10ページから御覧ください。

まず、第1条は、令和8年3月末をもって廃校となる皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎を利用させる事業者を企画提案方式、プロポーザル方式により選定するに当たり、その審査を行うための委員会を設置するとします。

第2条にて、委員会の所掌事務は、市長から諮問に応じ審議、答申するものとし、審議事項とし、事業者の募集に係る事項、事業者の審査及び選定に関する事項、このほか廃校後の校舎等の利用に関し市長が必要と認める事項としております。

次に、第3条について、委員会は委員10人以内をもって組織することとして、組織構成は学識経験者、関係機関又は関係団体から選出された者、市職員とします。

委員の任期は、第4条にて、委嘱の日から答申された日までとします。

次に、第6条、会議は、委員長が招集し、その議長となり、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこと。

委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するとします。

なお、会議は非公開とし、委員会が必要と認めた場合、公開することができるとします。

第7条で、委員の責務として、公平かつ公正な審査、秘密保持などを記しております。

次に、第8条、委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができるとしております。

続いて、第9条、委員会の庶務は、行財政改革推進課において処理する。

次に、第10条、この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるとしております。

附則において、施行期日を公布の日から施行としております。

以上で議案第124号 栃木市皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等利用事業者審査委員会条例の制定についての説明を終了いたします。ご審議の上、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。説明ありがとうございました。

会議のところなのですけれども、4項ですか、委員会の会議は非公開ということで書いてあるのですけれども、そんなに非公開にする必要はないのかなと私は感じるのですが、オープンの方が何かいろいろ情報も入りやすいのかと逆に思うのですけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 市で行う会議は当然公開とすべきであると思うのですが、今回、この事例につきましては、プロポーザル方式とし、それぞれ事業者独自のアイデアを披露し、それを選定するという形になりますので、それぞれのノウハウが詰まったものが開示されま

すので、それが公開という形になってしまいますと、ほかのところにそのノウハウが漏れてしまうという部分もあるというのをこちらとしては心配いたしまして、非公開とさせていただこうかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 12ページですが、第8条、委員以外の者を出席させて意見を聴きというふうになっておりますけれども、どういった方を想定することになるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 具体的にこうしようというのはまだ考えてはおりませんが、今回の2校とも先日ご説明申し上げましたが、市街化調整区域にある、なかなか開発の難しい立地条件というところもありますので、そういった部分での法的な判断とかが迫られるのであれば、都市計画課の職員ですとかそういった部分での対応も必要になるかなということを考慮しまして、この条文を盛り込んでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか。

ほかにございますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 昨日、説明を受けた中で、要は用途地域が難しいところなのです。なので、今、9条で事務局を行財政改革推進課に置くのですけれども、私がいつも言っています。横串を刺しているのかと、案外刺していないので、さっき言った都市計画だとか農業関係の法律があると思うので、当然分かっていると思いますけれども、よくそこら辺を加味していただいて、事業推進にスムーズな方向をお願いしたいと思います。これは要望でございます。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 企業が借りたいとか、買いたいとかなったときに、10月から始まるでしょうけれども、それまでには貸し出しする単価とか売り出す単価というのはある程度出てくるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 今回、当初、譲渡または貸付けという形で検討していたのですが、両校ともなかなか立地が難しいという部分、あと測量的なものなども、あとは赤道などが入っているとか、そういった部分のまだ未整理な部分があるということで、まず譲渡という部分は今回除いてございます。貸付けという形で進めさせていただきたいというのが1点です。

そういった形で進めさせてもらいまして……そうですね、単価。それで、ただいま鑑定測量、不

動産鑑定を行っていますので、それが9月末ぐらいをめどに出てきます。その単価を基に貸付け費用の単価を示させていただきまして、それを募集要項が、この審査委員会が議決されれば、10月1日に開催したいなとも考えているのですが、その中で審査をしてもらいまして、要綱が固まりますので、そうしましたら公表という形で、その単価も示させてもらえるかなと思います。単価につきましては、あくまでもプロポーザル方式での審査となりますので、その金額を参考として事業者から貸付け費用というか、利用料金、そういったものを申請してもらって、それを審査会で審査すると、価格点という形で審査するというような形になってまいります。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 要は鑑定士がある程度の値段を決めるけれども、最終的には企業がある程度サポートというか、計画的にこの辺までは出せるとか、そういうことになっているのでしょうか。譲渡するにしても赤道があったり、それは図面なりに、これは赤道ですよと書いて、それをちゃんと説明すれば譲渡できるのではないかなと思うのですけれども、あとは赤道を払い下げたり、それはおたくの業者がやってくださいというふうにすれば譲渡ができるのだと思うのですけれども、どうなのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 技術的にはできる部分も赤道についてはあると思います。あと、現在、共有地が、昨日も説明差し上げましたが、皆川中学校は共有地が残ってしまっていて、それが古くからのもので、所有者が昔の方なので、もう相続というか、代々代わってしまっていて、権利者が確定できないということで、それは法的なものとしてずっと占有しているというところでの所有権移転というところができないかとか、そういったものも検討する必要がある。

あと、皆川中学校、2軒の住宅に、民間の方に土地を貸している部分がありまして、そのこのまだ筆界が確定していないというところもありまして、そういった部分ももう少し整理しないと、ただこういう状態ですよという形で民間の方に譲渡するというのはちょっと難しいかなというふうに考えたものですから、技術的には可能かもしれませんが、市としてはそこら辺を踏まえた上で準備していきたいというふうな考えでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） あくまでも譲渡しないのではなくて、そういうのも企業のほうでクリアしていただければ譲渡しますよというような特例法……特例ではないけれども、そういうふうにやっていただけたほうが私はいいのではないかなと。ただ、もう貸出しだけですと決めてしまうと、企業も、いや、実は全部欲しいのですよとなったときには、ある程度そういうのを考慮していかないと、寺尾南小ではないけれども、いつになっても決まらないと、そういう状況をつくってもらいた

くないのです。処分するのならどんどん処分して、管理料とか何でもかからないようにしていきたいと思いますので、その辺もよく検討していただきたいと思います。要望で結構です。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか。

ほかにございますか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） これは確認になりますけれども、第6条の2項で、委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないということなのですが、これは代理出席は認めないという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） こちら代理出席は認めない形で考えております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第124号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第2、議案第125号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

宇津野デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（宇津野薫朗君）　ただいまご上程をいただきました議案第125号　栃木市行政
手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定に
つきましてご説明申し上げます。議案書は13ページから19ページまで、議案説明書は4ページから
25ページまでとなります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、恐れ入りますが議案説明書の4ページをお開
きください。提案理由といたしまして、個人番号の独自利用事務等を改めるに当たり、所要の改正
を行う必要が生じたためと記載しておりますが、その背景について申し上げますと、現在、国が進めて
おりますいわゆるシステムの標準化、これによりまして自治体の業務システムが標準化に準拠した
システムに変わるといふ事情がまずございます。

次に、改正の概要といたしまして、住登外者という言葉が出てまいりますが、この住登外者につ
いてご説明申し上げますと、本市の住民基本台帳に記載されていない方ということで、例えば市外にお
住まいの方、こういう方々が市内に土地を所有しており、本市の課税対象となっている場合などに
住登外者として本市の業務システムに登録されることとなります。このたびの標準化によりまして、
システム上、住登外者を独立して管理する形になりますので、例規上でもこれに合わせて独立した
事務として追記する、加えるというものでございます。なお、参照条文につきましては、説明を省
略させていただきます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表により説明いたしますので、6ページ、7ページを
お開きください。別表第1は、個人番号を利用できる事務として市が独自に利用できる事務を条例
により定めているものです。左のページ、現行では、1番目から12番目まで市長の機関が行う事務
を列記しておりますが、右の改正案では、12番目の後に13番目として住登外者に関する事務を追記
します。同様に教育委員会が行う事務についても住登外者に関する事務を追記します。

次に、同じページの中ほどから22、23ページまでが別表第2となります。この表は、先ほどの別
表第1に列記したそれぞれの事務において利用できる特定個人情報を定めているもので、これに住
登外者に関する情報を追記します。

具体的な追記の例として10ページ、11ページを御覧ください。ここでは栃木市妊産婦医療費助成
に関する事務を例に挙げてご説明します。新旧それぞれの表の右の欄に列挙しているのが、この事
務で利用できる特定個人情報の種類ですが、改正案では、この末尾に住登外者の情報を追記します。
同様に、ほかの事務においてもそれぞれ追記しますので、個別の説明は省略させていただきます。

続いて、20ページ、21ページを御覧ください。同じ別表第2の末尾になりますが、先ほど別表第
1で13番目として追記した住登外者に関する事務をここに加え、この事務で利用できる特定個人情
報として既存の事務に関する情報を追記します。これにより住登外者に関する事務と既存の事務と
の間で相互に情報を利用できることとなります。

次に、22、23ページをお開きください。別表第3です。別表第3では、教育委員会の行う事務に

対し、市長部局が管理する住登外者の情報を提供できるよう追記いたします。

続きまして、議案書のほうになります。議案書の13ページをお開きください。こちらは制定文となりますので説明は省略させていただきまして、次の14ページを御覧ください。こちらは改正文となりますが、内容は先ほど新旧対照表により説明いたしましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

最後に、19ページを御覧ください。附則についてですが、この条例は、公布の日から施行するというものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございました。おはようございます。

何となくは分かったのですが、では今まではどうだったのかなというの、ごちゃごちゃだったのですかということを確認したいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 宇津野デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（宇津野薫朗君） 今までというか、現行ですけれども、現在は同じベンダーが作成しました同じパッケージシステムを業務システムとして栃木市では採用しておりますが、この1つのパッケージシステムの中で住登外者の情報もそれぞれの業務に応じて登録、管理しておりました。標準化の国の定めた仕様によりますと、これを独立したシステムとして、事務として扱いきなさいということになっていきますので、例規のほうもその形に合わせて住登外の新たに生まれた事務と既存の事務との間で、相互に個人情報をやり取りできるよう例規を整備するというものでございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） それも何となく分かるのですけれども、私は国の制度というか、そういう手続というか、何かすごく難しくなっていると、これ事務方のほうです。だから市民も分かりづらいというところは懸念がありまして、予測ですけれども、実際に多分そのほうが整理されるのかなと私は思うのですが、現場としてはどうなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 宇津野デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（宇津野薫朗君） まず、今回の例規に改正する部分、住登外の部分については、システム上何か……まず住民の皆さんにとっては何も変わるものはありません。それから、このシステムを扱う職員にとっても、システムの内部のデータの関係性が変わるといっただけで、これはもう完全に技術的な、むしろ製品を運用、管理、保守する業者の裁量の部分といえますか、管理

する部分になってきますので、これをいわば職員はユーザーとして利用することになりますので、特に職員が何か変化を意識するということはございません。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 例を挙げると、マイナンバーカードがそうなのですが、先にあんまりいい話がなかった。やっぱり使ってみると便利かなというのがあるのですが、その分行政側のほうの、イコール市民が使いづらいとか登録しづらいとかというのがあると困るなというふうに思ったので今の質問をしているのですけれども、別段そんなにはないという解釈でよろしいですか。

○委員長（小平啓佑君） 宇津野デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（宇津野薫朗君） この住登外の扱いに関しては、市民の皆さん、あるいは職員に何ら負担が増えるものではございません。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第125号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第3、議案第126号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） よろしく申し上げます。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第126号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条

例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は20ページから21ページまで、議案説明書は26ページから29ページまでとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の26ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、孤独死等の変死人に係る収容及び立会い作業について、感染症の危険があり、かつ精神的な負担が大きい業務であることから、当該業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給する必要があること、また災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当について、災害の多発化及び激甚化に伴う災害応急作業、災害状況の調査等の困難化を踏まえ、支給の対象となる作業及び支給額の上限を改める必要が生じたため、栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、特殊勤務手当の種類に変死人に係る事務を加え、字句の整理等を行うものであります。

また、災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給の対象となる作業及び支給額の上限を改めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案説明書の28ページ、29ページをお開きください。まず、第3条でございますけれども、「行旅死亡人事務」を「行旅死亡人及び変死人に係る事務」に改め、「災害応急作業」を「災害応急作業等」に改めるものでございます。

続きまして、5条につきましてであります。また、「行旅死亡人事務」を「行旅死亡人及び変死人に係る事務」に改めまして、「行旅死亡人が」を「行旅死亡人または変死人が」に改めるものでございます。

さらに、第6条であります。また、「災害応急作業」を「災害応急作業等」に改め、対象となる作業の場所及び規則で定める作業という形で改めるものであります。また、手当の上限額を2,160円に改めるものであります。

次に、議案書によりご説明をいたします。議案書の20ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、21ページを御覧ください。改正文であります。内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則についてご説明いたします。

附則につきまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

第6条のところではちょっとお伺いしますが、現行では命令により出動し、現場における応急作業というところが、その周辺において行う規則で定める作業ということに変わっておりますけれども、この規則で定める作業というのはどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 具体的に言いますと、当然応急作業は入っておりますけれども、あとは全国的な規模で派遣するときの作業とか、あとはうちでやりました作業等の調査業務とかです。ただ、あとは市長が定めるものとなりますので、災害が起こって考えて対応していくという形になります。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） そうしますと、これ起こらないほうがいいのですけれども、災害の規模や内容によって作業が大きく変わるという認識でよろしいのですね。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 委員おっしゃるとおりでございます。先ほど言ったのは基本的なもので、ものによってどうなるかはちょっと、そのときに検討したいと思っております。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） ご説明ありがとうございます。

29ページの行旅死亡人及び変死人に係る事務に従事する職員の特殊勤務手当についてなのですが、以前は特殊手当というのはどうだったのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 以前は行旅死亡人のみでやっているのですけれども、それに孤独死等が増えてきたということで、今回、増えるような形でございます。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） すみません。以前の行旅死亡人における特殊勤務手当というのは、どれくらい出たのですか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） まず、私がこちらに来てからまだ一件も出てございませんが、過去にはあったとは聞いてございます。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか。金額は。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） 金額については1件6,000円という形になります。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第126号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第4、議案第127号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） ただいまご上程いただきました議案第127号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案書は22ページから28ページ、議案説明書は30ページから41ページとなります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが議案説明書の30ページを御覧ください。

提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたします。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが32ページ、33ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。今回の改正につきましては、第18条、公示送達は、新たにインターネットを用いる方法の定義を追加する規定になります。

中段18条の3、納税証明事項につきましては、字句の整理になります。

中段34条の2、所得控除は、新たに特定親族として19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超、123万円以下の人を所得金額に応じて段階的に控除を受ける特定親族特別控除を追加するものです。

下段36条の2、市民税の申告、34ページ、35ページを御覧ください。下段36条の3の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、恐れ入ります。36ページ、37ページを御覧ください。上段36条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましては、いずれも特定親族特別控除の創設により特定親族を追加するものであります。

下段、附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例につきましては、38ページ、39ページを御覧ください。加熱式たばこを紙巻きたばことして換算し、課税標準を求める際の特例を定めるもので、1項1号としてスティック型の加熱式たばこ、2号でスティック型以外の加熱式たばこの紙巻きたばこの換算の特例を定めたものであります。

続きまして、議案書を説明させていただきますので、恐れ入りますが議案書の22ページを御覧ください。こちらにつきましては議案第127号の上程文であります。23ページを御覧ください。条例の改正文となりますが、改正の主な内容につきましては、先ほど議案説明書によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明させていただきます。

26ページを御覧ください。附則、施行期日ではありますが、この条例は、令和8年1月1日から施行するというものであります。

第2条及び第3条につきましては、公示送達、市民税に関する経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するというものであります。

27ページを御覧ください。下段、第4条につきましては、市たばこ税に関する経過措置を規定するものであり、令和8年4月1日から令和8年9月30日までに売渡し等をされた加熱式たばこの換算方法は、改正前の換算方法により計算された本数に0.5を乗じた本数と、改正後の換算本数により計算された本数に0.5を乗じた本数を合計したものとし、税額の急激な上昇を抑えるものであります。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷議員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございます。

分かっているのですが、多分こんな感じかなというところなのですけれども、要は文言の整理も含めて特定控除が言葉には追加されたのですけれども、18歳から23歳までと。多分これが明確になった

のかなど。今まで扶養控除ですか、ということではないのかなと思いますが、まずそこをちょっとご確認させていただきます。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） 今まで特定控除として19歳以上23歳未満の方の扶養控除がありまして、今回、それに該当する学生たちが扶養控除に入れないので、それよりももう少しお金を稼いでも税金の対象になるようにという形で、配偶者特別控除ということで、内助の功ということで奥さんが扶養へ入らなくても、税金の控除がされる。配偶者特別控除の学生版という形の特定親族特別控除という形になっております。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） それが学生という言葉が分かりやすいのですが、学生の所得に応じて控除される面とそうではない部分があるのだということで、まずよろしいですね。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） そのとおりであります。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） すみません。加熱式たばこについてなのですが、何か説明を聞いて分かったような、ちっとも分からないのですけれども、これは税金が上がるということなのか、質問させていただきます。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） 加熱式たばこにつきましては、たばこ税のほうが葉たばこを1,000本当たりで幾らという形で計算しますので、その葉たばこに換算を戻すときに、今まで加熱式たばこにつきましては20本あるのですけれども、換算比率が12本とか18本とかというふうに安い換算比率だったもので、少ない換算比率なものですから、今回、課税最低限度を0.35グラムと決めさせていただきました。全部20本あるものは20本という形で、税額が上がるという、税金が上がるのですが、換算比率を上げて税収が増えるとなるような形で、税率は変えないという形になります。よろしいでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 天谷議員。

○委員（天谷浩明君） 質問ではないのですが、ちょっと文句を垂れさせてください。ビールもそうだったのです。普通のビールから発泡酒とか第三のビール、やっぱり庶民のいいところをみんな税金かからないほうが、仕方がないと思うのですけれども、今回、たばこ、紙たばこのほうでなくて加熱式たばこですけれども、普通に帰ってしまうのだなというふうに思いました。取りあえず税収は、それは仕方がないかと思えます。ありがとうございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第127号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第5、議案第130号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐藤選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（佐藤啓子君） よろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第130号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書は34ページから35ページ、議案説明書は50ページから53ページになります。

まず、議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書の50ページを御覧ください。提案理由であります。公職選挙法施行令の一部改正に準じまして、栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要につきましては、1、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を改めるもの、2、選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を改め、字句の整理を行うものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、52ページ、53ページをお開きください。左ページが現行、右のページが改正案でございます。第8条、選挙運動用ポスター

の作成の公費負担額及び支払手続では、ポスター1枚当たりの作成単価を左ページ「541円31銭」から右ページ「586円88銭」と45円57銭増額するものでございます。

第11条、選挙運動用ビラの作成の公費負担及び支払手続では、左ページ「前条の契約」を「同条の契約」と字句の整理をいたしました。また、中ほど、ビラの1枚当たりの作成単価を左ページ「7円73銭」から右ページ「8円38銭」と65銭増額するものでございます。

また、第12条、選挙運動用ビラの公費負担の限度額では、ビラの公費負担の限度額を第11条と同様に、左ページ「7円73銭」から右ページ「8円38銭」と65銭増額するものでございます。

次に議案書によりご説明いたしますので、議案書の34ページ、35ページをお開きください。34ページは、条例の一部を改正する条例の制定文でございます。35ページは、条例を改める改め文でございますが、新旧対照表によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

施行期日は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷議員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございました。

これによって全体の数字でどのくらい、費用の増額の金額で結構なのですけれども、大体見込みはどのくらいなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（佐藤啓子君） お答えいたします。

ポスターにつきましては、お一人当たり2万1,240円増、ビラに当たりましては市長と市議ということで限度枚数が異なってきますので、市長ですと1万400円、市議ですと2,600円の増額となります。

以上であります。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

天谷議員。

○委員（天谷浩明君） すみません。では、簡単に、予測です。議員のほうは定数プラスアルファと市長のほうも何人かということ、予測ですけれども、大体選挙費用の増額部分というのは、多分六、七十万円ぐらいかなというふうな気がするのですけれども、そんな程度で解釈はよろしいでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（佐藤啓子君） 試算いたしますと、人数定数で約100万円ほど見込んでおります。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第130号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第130号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第6、議案第131号 字の廃止並びに町及び字の区域の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐藤総務人事課長。

○総務人事課長（佐藤正実君） それでは、よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第131号 字の廃止並びに町及び字の区域の変更につきましてご説明を申し上げます。議案書は36ページから38ページ、議案説明書は54ページから59ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の54ページを御覧ください。提案理由でございますが、令和3年7月14日付、栃木県指令都計第82号で認可のあった小山栃木都市計画事業栃木インター西土地区画整理事業の施行の結果、土地区画整理事業実施後の現況に符合しない町及び字の区域が生じたため、字の廃止並びに町及び字の区域の変更をすることにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきますので、57ページを御覧ください。
栃木インター西土地区画整理事業の位置図となります。

次の58ページ、59ページを御覧ください。58ページにつきましては、区画整理事業実施前の区域を示した区域図でございます。

次に、59ページにつきましては、区画整理事業実施後の区域図であり、区画整理施行地区内の字は廃止となり、見づらくて大変恐縮でございますが、やや薄く着色しております上の部分が吹上町、下の部分が野中町に変更となります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の36ページを御覧ください。地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、37ページ、38ページの別紙変更調書のとおり、本市内の字の廃止並びに町及び字の区域の変更をするものであり、その期日は地方自治法施行令第179条の規定により、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日とするというものでございます。

次の37ページを御覧ください。変更調書となりますが、表の1行目を御覧いただきたいと思えます。左側が変更前の町名、字、地番であり、右側1列が変更後の町名となります。表の1段目の町名、吹上町につきましては、字野中原、新井原、台ノ上、芝原、猿楽、新堀の字を廃止するものであり、町名の変更はございません。

次の38ページを御覧いただきたいと思えます。町名、野中町につきましては、字西原を廃止し、町名を吹上町に変更するものでございます。

次の段、町名、吹上町につきましては、字野中原、新井原、猿楽を廃止し、町名を野中町に変更するものでございます。

次の段、町名、野中町につきましては、字西原を廃止するものであり、町名の変更はございません。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございました。

確認をさせていただきます。この手続は、行政側が全部やるということによろしいでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤総務人事課長。

○総務人事課長（佐藤正実君） 土地区画整理事業につきましては、今回は施行者である栃木市とな

ります。今後、換地計画の認可申請、認可、それと換地処分完了の届、それから換地処分の公告と市のほうで担当するという形になろうかと思えます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 例を言ってはあれなのですが、細かいところで換地がなかったということを昔から聞いているとか幾つかあったのですが、そういうことがないようにお願いいたします。何か換地がされていなかったのだというのが、私が案件で扱ったことあるのです。そういうこともありますので、よろしくをお願いします。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第131号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第131号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

○委員長（小平啓佑君） ここで暫時休憩いたします。

（午前 9時58分）

○委員長（小平啓佑君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

◎議案第118号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第7、議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） よろしくお願ひいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第118号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。補正予算書の3ページを御覧ください。令和7年度栃木市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,605万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ767億2,566万3,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

地方債の補正は、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるというものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開きください。第2表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。補正前の起債の目的欄1項目め、庁舎整備事業から5項目め、災害対策事業までの計5件について、起債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

次に、27ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。27ページは歳入、次の28ページ、29ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます。引き続き歳入の所管関係部分についてご説明をさせていただきますので、30ページ、31ページをお開きください。

11款1項1目1節地方交付税は、補正額2億5,897万1,000円の増額であります。説明欄の普通交付税につきましては、本年度の交付額決定に伴い、増額補正するものであります。

次に、15款2項6目4節社会教育費補助金は、補正額600万円の増額であります。説明欄の伝統的建造物群基盤強化事業費補助金につきましては、伝統的建造物群保存事業費における補助金の財源として交付されるため、増額補正するものであります。

次に、32ページ、33ページをお開きください。18款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額100万円の増額であります。説明欄の地域振興寄附金につきましては、藤岡地域づくり推進課一般経常事務費に対する民間企業からの寄附金を受け入れるため、増額補正するものであります。

次に、34ページ、35ページをお開きください。19款2項基金繰入金であります。1目1節財政調整基金繰入金は、補正額8億7,928万7,000円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につ

きましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるものでありますが、本補正予算案におきましては繰入れ超過となることから、減額補正するものであります。

次に、4目1節庁舎建設基金繰入金は、補正額267万2,000円の増額であります。説明欄の庁舎建設基金繰入金につきましては、本庁舎改修事業費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

1つ飛びまして、16目1節ふるさと応援基金繰入金は、補正額4,962万円の増額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、市道維持管理費及び太平山遊覧道路桜更新委託事業費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

1つ飛びまして、25目1節公共施設整備等基金繰入金は、補正額2,495万円の増額であります。説明欄の公共施設整備等基金繰入金につきましては、未利用公共施設活用事業費及び中学校運営費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

次の26目1節コウノトリ生息地環境整備基金繰入金は、補正額45万1,000円の増額であります。説明欄のコウノトリ生息地環境整備基金繰入金につきましては、渡良瀬遊水地課一般経常事務費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、20款1項1目1節前年度繰越金は、補正額14億1,170万5,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、令和6年度からの繰越金確定により増額補正するものであります。

次に、36ページ、37ページをお開きください。22款1項市債であります。1目1節総務管理債は、補正額2,520万円の増額であります。説明欄の防災対策事業債（災害対策事業）及び次の緊急防災・減災事業債（災害対策事業）につきましては、危機管理事業費に充当する市債であります。地方債の対象事業に変更が生じたので、起債額を補正するものであります。

なお、市債の説明欄における括弧書きにつきましては、6ページにあります第2表、地方債補正（変更）における起債の目的欄の区分を表しております。

次の脱炭素化推進事業債（庁舎整備事業）につきましては、本庁舎改修事業費の財源として起債額を増額補正するものであります。

次に、4目1節農業債は、補正額1,060万円の増額であります。説明欄の緊急浚渫推進事業債（農業生産基盤整備事業）につきましては、市単独農業農村整備事業費の財源として起債額を増額補正するものであります。

次に、6目1節道路橋りょう債は補正額5,870万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（道路維持事業）につきましては、舗装繕修事業費の財源として起債額を増額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道2065号線道路改良事業費（栃木平井町）及び市道1066号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）の財源であります。国庫補助の調整に伴い、起債額を増額補正するものであります。

次の緊急自然災害防止対策事業債（道路維持事業）につきましては、市道維持管理費の財源とし

て起債額を増額補正するものであります。

以上で歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き、歳出の所管関係部分についてご説明いたしますので、38ページ、39ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額2,339万5,000円の増額であります。説明欄の会計年度任用職員人件費（総務人事課）につきましては、産休・育休等を取得する職員の代替として対応するため、報酬等を増額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額7億585万3,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法の規定に基づき、令和6年度決算剰余金の一部を積み立てるため、積立金を増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額3,704万2,000円の増額であります。説明欄の行財政改革推進課一般経常事務費につきましては、皆川中学校及び寺尾中学校の廃校後の校舎等を利用させる事業者の選定に係る審査等を行う校舎等利用事業者審査委員会を設置するため、報酬等を増額補正するものであります。

次の未利用公共施設活用事業費につきましては、旧藤岡第二中学校の用途を学校から倉庫へと変更を行うに当たり、消防設備等の修繕が必要となったため、工事費を増額補正するものであります。

次の自動車管理費につきましては、テレビ受信機能付カーナビを設置している公用車において、NHK受信料の未払いが判明し、NHKとの協議により確定した受信料を支払うため、使用料を増額補正するものであります。

次の小野寺地区市有林管理費につきましては、岩舟町小野寺地内の市有林に不法投棄された畳等廃棄物の処理を行うため、委託料を増額補正するものであります。

次の本庁舎改修事業費につきましては、本庁舎立体駐車場の全ての照明器具を蛍光灯からLED照明へと改修するため、工事費を増額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額177万9,000円の増額であります。説明欄の藤岡地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、市が共催する渡良瀬遊水地花火大会に対し、民間企業の寄附活動により受け入れた寄附金を支出するため、負担金を増額補正するものであります。

次の渡良瀬遊水地課一般経常事務費につきましては、課の執務室が2か所に分散しており、来訪者に対し問合せ等で不便を来していることから、執務室をハートランド城に集約するため、維持補修費を増額補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額202万7,000円の増額であります。説明欄の自治会公民館建築費等補助金につきましては、自治会公民館の改修を行う大宮町の平川自治会に対して交付する補助金に不足が生じるため、補助金を増額補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（大平地域づくり推進課）につきましては、本年度任用した社会教育指導員の通勤手当について通勤距離が当初見込みより遠距離であったことから、予算に不足が生

じるため、費用弁償を増額補正するものであります。

次の岩舟公民館管理運営費につきましては、小野寺地区公民館において雨水により玄関軒裏天井の崩落や玄関ホールの雨漏りが発生していることから、修繕するため維持補修費を増額補正するものであります。

次に、15目体育施設費は、補正額96万6,000円の増額であります。説明欄のコミュニティセンター管理費（都賀）につきましては、都賀南部コミュニティセンターの雨どいに経年により土砂等が堆積しており、排水機能の低下が生じていることから、土砂等を撤去するため、委託料を増額補正するものであります。

少し飛びまして、42ページ、43ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額2,588万5,000円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、当初見込んでいた所属職員の配置人数、役職等に変更が生じたため、給料、職員手当等を減額補正するものであります。

なお、以降の各科目における職員人件費につきましても、当初見込んでいた所属職員の配置人数、役職等に変更が生じたため、給料、職員手当等を補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

少し飛びまして、62ページ、63ページをお開きください。9款1項5目災害対策費は、補正額ゼロ円であります。説明欄に記載はございませんが、危機管理事業費につきまして財源内訳にありますように、地方債の対象事業が変更となり、財源充当するため補正するものであります。

また、少し飛びまして68ページ、69ページをお開きください。10款4項3目文化財保護費は、補正額1,345万2,000円の増額であります。説明欄の伝統的建造物群保存事業費につきましては、今年6月に外壁が崩落した土蔵の修理を行う所有者に対し補助金を交付するため、補助金を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市一般会計補正予算（第4号）に係る所管関係部分についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願ひます。お願ひします。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 説明ありがとうございました。

39ページ、藤岡地域づくり推進課一般経常事務費の渡良瀬遊水地花火大会負担金なのですけれども、これ先ほど聞いたら地域にやるのではなくて、何か企業に100万円を寄附するという説明があったのですが、そのとおりでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） 歳入でご説明ありました、32、33ページでありました地域振興寄附金につきましては、こちらが民間企業でありますキリンビールから寄附活動の公募募集がございまして、今回、花火大会の運営に係る花火の購入費や警備の人件費などを少しでも減らすことができると応募をしたところ、審査の結果、本市が選定されたということになります。キリンビールの寄附活動ですが、春のお花見や夏の花火大会といった日本の風物詩の保全、継承に関わる取組を支援するという目的でございまして。

この寄附金につきましては、全額を渡良瀬遊水地花火大会実行委員会に負担金として支出いたしますが、この寄附金及び負担金の金額ですが、一応100万円ということで補正予算を要求させていただきましたが、確定した金額ではございませんで、こちらがキリンビールで販売しています晴れ風という商品がございまして、その晴れ風の販売本数に応じて、その売上げの一部を全国で応募がありました95市町村に均等に分配されるという形になります。キリンビール側としては、寄附金額は50万円から80万円というふうに見込んでおりますが、販売本数に応じてということで現時点では金額がまだ不明なところでございまして、それが今年の12月末までの販売本数という形になりますので、現時点では金額は不明であることから、多少多めに予算要求をしたところでございまして。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） キリンビールが主体というか、オファーでやっているのでしょうか、前回、花火大会はキリンビールではなくて、団体はどういう団体がやっているのか教えてください。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） 今回で3回目の花火大会になるのですが、前は藤岡町商工会が県のほうからの補助金、そういったものを活用して、また財源としては協賛金等で賄っているという形になっております。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 協賛金でやっていたというのも私も聞いたことあるのですけれども、今回、なぜキリンビールが入って、100万円の花火大会に寄附をするのだから、地域づくりというのを私の感覚でいうと、地域の皆様がどうしてもこういうのが欲しいというものに対しての市役所に要望しながら、その補助金をもらっている。欲しいものといえば、例えば物置が欲しいとか、こういうものが欲しいとかいろいろな提案が出る。花火大会にどうしてもこういう寄附が出てしまうのかなと思うのですけれども、その辺はどう思っているのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） 今回のキリンビールの寄附活動なのですが、今年の3月にキリンビールから観光振興課のほうに案内がございまして、その案内が観光振興課としては、この要領に基づくと、今回の渡良瀬遊水地花火大会が該当するかなというところで、藤岡地域づくり推進課のほうにメールで転送されまして、今回、一応藤岡地域づくり推進課におきまして、応募に際しましては他の部署で実施しているイベントが色々ございますが、昨年度の実施状況を見ますと、イベント的には花火が附帯的なものでありまして、花火をメインにしている渡良瀬遊水地花火大会が今回の公募要領の審査基準に該当すると思われるため、応募をしたところでございます。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 普通であれば、その地域からの要望があつて、市役所のほうに要望して補助金がもらえる。これちょっと道理が違うのではないかなと。であれば、錦着山の永野川の花火大会も、では主催している方々が地域づくりの地域の方をお願いしているのでは、同じく100万円下りるのでしょうか。そういうことになってしまうのですけれども、そういうことをやったらこういうイベントには全部寄附していかなくてはならないと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） 今回、キリンビール株式会社の寄附活動の一つとして、花火大会の運営に係る寄附金ということでございまして、その寄附の公募要領を照らし合わせますと渡良瀬遊水地花火大会が該当すると思われることから応募したわけなのですが、その応募も実行委員からの話があつたわけではございませんが、実際は実行委員会には、応募するという事は当初は話をしておらず、選定されてからお話をしようということで、4月に選定が決まったわけなのですが、それ以降に、6月になってから寄附が見込めるということで、実行委員会のほうにはお話をしたところでございます。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ということは、ほかのイベントなんかもマニュアルに対してのクリアができれば寄附できるのですね。私は地域でそういうイベントをやっているところ、皆さんに教えますよ、こういうのがクリアできれば寄附がもらえますよと。これ大変なことになってしまうのではないですか。地域づくりで、ものが本当に欲しいというものであればいいのですけれども、花火って一瞬で終わってしまうと言つては申し訳ないのですけれども、やっぱり地域の人が長年使いたいというものをかうのであれば、私もそれは税金ですから、その地域に対しての税金を使うのであれば、地域の方が潤えるようなものをかうのであればと思うのですけれども、その辺もよく考えてもらつて、これで通るのであればイベントの主催者に全部伝えて、こういう方向でやれば寄附金がもらえると伝えていきたいと思つてもいいのですが、どうでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） 今回のキリンビール寄附活動ですが、花火大会の保全と
いいますか、花火大会をメインにした運営等に寄附という形になりますので、その寄附を受けた金
額を実行委員会のほうに負担金としてお出ししますので、一般財源等の負担はございませんし、キ
リンビールからの応募、募集があったということもありますし、実行委員会等も運営にはやりくり
をしているような状況もありましたので、少しでも役に立てればということで応募をいたしました。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） しつこいようですけれども、ではなぜ歳入の中にキリンビールからの寄附金
というのが入ってこないのですか。補正でまた歳入で入ってくるのですか、補正予算で。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） 今回の補正予算の32、33ページの地域振興寄附金、こち
らが該当になります。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） これは寄附金だから税金から払っているようにしか私は読めないのですけれ
ども、これが寄附金ではないと思う。では、企業からの寄附金100万円というのは書いていただけ
れば、これは誰が見ても市から、税金から払い出しているようにしか思えないのですけれども、企
業からの寄附金といって、そこへ歳入が入ってくるのならいいのですけれども、あんまりしつこく
言ってもあれでしょうけれども、そういうのであれば、そういうふうにもこれからもイベントには寄
附を出せるようにどんどん進めていきたいと思っています。よろしいでしょうか。これ部長、どう
なのでしょう。こういうことが通るのですか、これ。

○委員長（小平啓佑君） 佐山地域振興部長。

○地域振興部長（佐山祥一君） 今回の事業は、キリンビールの晴れ風ACTIONというのがござ
いまして、その中で、実は昨年も応募しておりました。昨年は、栃木市は落選してしまいました。
そのような中で、今年も花火大会ということで、市内で行われる花火大会、これ募集期間が今年の
2月25日から4月4日までキリンビールのほうで募集をしておりました。その間に確実に市内で花
火大会が行われるであろうといったようなことで、渡良瀬遊水地の花火大会が開催されるというこ
とで応募したわけでございます。ですから、昨年度も応募したのですけれども、落選してしまいま
した。今年も応募したわけなのですけれども、この仕組みとしましては、キリンビールが直接花火
大会実行委員会にお金を流すのではなくて、一度自治体を通してお金を流していくというふうな、
そんな仕組みがございましたので、歳入に補正予算で入れて、歳出で予算を入れたという形になり
ます。

議員のおっしゃるように、どこからの寄附だということを予算書のほうに書き入れれば誤解が生じ
なかったかもしれませんが、一応キリンビールからの寄附を一度受け入れて歳出をしていく
ということで、一般財源は入っていないという形になります。先ほど課長のほうから、全国で95の

自治体が採択されたというふうに答弁いたしましたけれども、県内ではほかに矢板市の花火大会がキリンビールのほうからは採択されて、同じように補正予算の中で対応していくものというふうに思っております。いずれにしても、こういう民間企業がやっている地域活動に関しまして、そういう事業があるというのを職員が見つけてきまして、それで応募したという形になっておりますので、一般財源は投入しないでやっているという形でございますので、ある程度こういう事業を見つけてきた職員については評価をしていきたいというふうには思っております。

ただ、来年度以降、この事業があるかは分かりませんし、応募しても通るかどうかというのも分からないのですけれども、昨年だめだった。今年チャレンジしたということで、その辺についてはちょっと評価をしていきたいというふうには思っております。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、そういうことであればキリンビールから藤岡の地域に100万円が寄附されると。それが結局は、その100万円は帳面づらは、これは市から出ているようなのでしょうか。地域係がその100万円を利用して花火大会をやっていると。そうすると、市は出入りがないので、これ補正予算要らないのではないですか。部長、どうなのですか、これ。結局は、市が出入りすれば補正予算、地域振興課に寄附されてしまって、それを利用するのは、市は全然関係ないですよ。そう思わないですか。

○委員長（小平啓佑君） 佐山地域振興部長。

○地域振興部長（佐山祥一君） キリンビールの仕組みが、地域に貢献したいというのがありまして、自治体を経由しないと支出できないと。キリンビールも自治体に寄附をして、それからお金を流すというふうな、そんな仕組みでやっておりますので、一度このような予算の流れをしないと駄目だということで、確におっしゃるとおり、直接こういう実行委員会のほうにお金があれば、我々としてはこういう事務手続は必要ないのですけれども、このやり方としては自治体を経由するといったようなことが条件になっておりますので、補正予算で対応させていただいたというわけでございます。我々としても一手間をかけているといった感じにはなっております。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 関連でちょっとお聞きしますが、先ほどご説明の中で、この応募から、そして寄附金の決定の流れのお話がありましたが、6月にはもう既にこの寄附が受けられるという情報が入った中で、それ以降、栃木市内で数多く花火大会があったと思うのです。それなのに、なぜ藤岡の渡良瀬遊水地花火大会に負担したのか、決定理由を教えてください。

○委員長（小平啓佑君） 佐山地域振興部長。

○地域振興部長（佐山祥一君） キリンビールの募集期間が、先ほど申し上げましたが、2月25日から4月4日までという形になっております。我々としても市内でいろいろ花火大会が行われておりますけれども、3月14日に第1回の実行委員会が藤岡のほうで行われて、花火大会を開催するとい

うのが決まりました。ほかの花火大会につきましては、やはり確実に実行されるというふうな担保がなかったものですから、確実に担保されたというふうな形での藤岡渡良瀬遊水地花火大会ということで応募させていただいたというわけでございます。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） キリンビールからの募集要項の中に、その時点で必ず花火大会を開催しなくてはならないという、そういう規定はあったのですか。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） 実施要領によりますと、そこまでの記載はございません。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 関連で質問させていただきます。

私も最初の33ページの地域振興寄附金は何ぞやと、説明が足りないのかなと思って、それを聞くかなと思ったのですが、今、松本委員が話していました。今、課長が話していた話の中で、晴れ風の販売本数だということなのです。まずこれが一つです。

販売本数って、向こうもただでは寄附しないのだなというふうに私は取っております。その中で、今部長が答弁しました2月の幾日から4月で、たまたま藤岡の花火大会、ほかにも多分二、三業者いると思うのです。担保されないと書いていますけれども、皆さんが言っているのは、何でここに一つなのということなのです。それはほかにも確認すれば、今回もポスターかなんか9月何日かでも花火大会、栃木市のメンバーかなんかがやっている企業があります。そういうところにやっぱり打診をするべきだと。ただ言われたからとか云々ではなくて、今回どうなのですかぐらいはしたほうが明確ではないというふうに思うのです。その経緯が何かちょっとグレーなので、多分質問させてもらっていると思いますけれども、どうなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） 今回、応募した理由になりますが、栃木市としましては共催ということで渡良瀬遊水地花火大会を支援しておりますので、そういったことも含めまして応募したわけですが、一般的に花火大会でございますが、例えば栃木市が後援だったりとか共催だったりとかというのが一般的かと思いますが、今回、渡良瀬遊水地花火大会は共催という形になりますので、市のほうもある程度支援していくという形もございまして応募をした形になります。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 別にくらいつくわけではないのですけれども、大体今まで私の感覚だと後援が多いのです。なぜ今回、多分3回目とかと言っていましたよね。何で今度は共催する必要があるのかということがまず疑問があるのですが、いかがなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） 第2回目から共催という形を取っておりますが、理由と

いたしましては、今回というか、渡良瀬遊水地で開催するわけですけれども、国や県、また市、警察等に許可等の申請がかなり手続が多いという形もございます。また、支援といたしまして、駐車場などの人員配置を職員が行うなどという形も含めて支援していくという形で共催という形になっております。支援のほうにです。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 私に入っている情報ですと、例えば協賛金が非常に高額だとか、何か国補助の話もあんまりいい話聞けていないのです。それなので私は私なりに質問をしているのですけれども、そういうことで何で要は共催をされるのかなというふうに思ったのです。もう一度お聞きします。本当に共催でいいのかどうか確認させていただきます。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） 繰り返してしまいますが、遊水地の開催ということで国、国土交通省だったりとか県土木事務所、また市、栃木警察署等にかんがりの許可申請をしていくという形がございます。その書類の作成等も市で支援していくということも踏まえまして、共催という形を取らせていただいております。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 39ページです。本庁舎改修事業費立体駐車場照明器具更新工事ということで、全てをLEDにするというお話ですけれども、結構金額が大きくなりましたけれども、なぜこの時期、この補正予算に計上になったのか、理由をお聞かせいただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） お答えを申し上げます。

この立体駐車場のLED化ですけれども、実は令和8年度に工事を予定することで実施計画に上げておりましたけれども、令和7年度中に着工することが条件の脱炭素推進事業債という有利な起債があることが分かりましたものですから、それを活用するためにこの9月議会に補正予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうしますとこの補正予算が通りますと、速やかに着工になるのだと思えますけれども、工事の完了、全てLED化になるのはいつ頃になる予定でしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） 今年度中に終了する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか。

ほかにございますか。

続けて、小堀委員。

○委員（小堀良江君） すみません。全てというお話なのですけれども、お隣から何灯ぐらいあるのかというようなご質問があったので、すみません、お答えしていただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） この工事を見積もるに当たって、担当が一か所一か所確認しましたところ、466本ございました。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ただいまの関連でちょっとお伺いしますが、既存の蛍光灯があるところを入れ替えるという形で466本だと思うのですけれども、既存の蛍光灯があるところで照度が足りないところって必ずあるはずですよ。照度計算されて、それでここは1灯では足りないから2灯にする、もしくは日当たりのいいところは間引きする、そういった検討はされたのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） 今回については、一か所一か所照度を測ってというのはございませんでしたけれども、立体駐車場の照明は、こちらをリニューアルするに当たって入れ替えておりますので、今ある場所と置き換えることでさほど支障はないだろうということで、置換えという形で考えました。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 皆さんご存じのとおり、LED照明になると光が拡散しないということとはご存じだと思います。局所的には明るくなりますけれども、全体的にはぼやけるといふところはあると思うので、私は一般質問でこれやらせてもらったのでちょっとお話ししますが、1階のところというのは昼間も暗いのですよね、入り口が。あそこは増設する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） 今回は、補正予算については現状のままということで見積りのほうはさせていただきましたけれども、実際に工事をする中で、もしかしたらその辺変更契約とか考えていきたいというふうには思います。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

では、先に小久保委員。

○委員（小久保かおる君） お世話になります。39ページの未利用公共施設活用事業費の旧藤岡第二中学校消防設備改修工事費なのですけれども、以前に倉庫になるというふうにお聞きしたのですけ

れども、まず1点、どういうものを収納するのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 旧藤岡二中、今回、倉庫にするということになりましたが、文化課のほうで、文化財を集約するというような形で、今後、藤岡総合支所の統合に併せて、藤岡歴史民俗資料館の文化財とか、そういったものを旧藤岡二中のほうで保管するというふうなことで検討しているという形になります。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 文化財の集約ということで、消防設備というのはどんなものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 茅原行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（茅原洋一君） 今回、中学校から倉庫に用途変更するに当たりまして、消防のほうから文化財を置いておく倉庫として、消防の複合受信機とか発信機とかそういった部分の修繕をすべきという指摘がございまして、それに従った形で倉庫としての使い方の消防設備の変更というのが必要になったということで、今回、補正をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか。

では、天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 68、69ページであります。文化財保護費であります。ここで伝統的建造物群保存事業費で1,200万円で、説明では6月に蔵の外壁が落ちたものを何か直すのだという話だったのですが、これは1件だけなのですか、ほかにも何件かあるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 一条蔵の街課長。

○蔵の街課長（一条嘉之君） お答え申し上げます。

こちらは6月3日に発生しました伝建物の壁の崩落がございまして、これは1件分ということでございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） すみません。ちょっと今、場所とかちょっと聞けなかったのですけれども、ゆっくりお願いします。

○委員長（小平啓佑君） 一条蔵の街課長。

○蔵の街課長（一条嘉之君） 大変失礼いたしました。こちら場所は、嘉右衛門町の岡田記念館がございまして、こちらの通りに面してございます1-12、以前、お花屋さんがあったところです。この建物の通りに面した屋根の壁面、屋根下の壁面です。通り沿いに面しておりました壁面が崩落したという内容でございます。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第118号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第118号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小平啓佑君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時00分）